

# 高御位山遊会会則

## 第一章 総則

### 第1条 (名称、所在地)

- (1) この山岳会は、「高御位山遊会」と称します。
- (2) この山岳会の所在地は、会長宅：兵庫県高砂市高砂町松波町440-43とします。
- (3) この山岳会は、日本勤労者山岳連盟傘下、兵庫県勤労者山岳連盟に加盟します。

## 第二章 目的と活動

### 第2条 (目的) この会は、

- (1) 近郊の山からステップアップ、アルプス、日本の山、世界の山へとより安全で、質の高い登山を目差します。
- (2) 山岳自然に親しみ、その自然に学び、山岳自然の環境破壊に関心を持ち、持続可能な社会を次世代に引き継ぐ、自然に優しい登山を目指します。
- (3) 登山活動を通じて、会員相互の交流と親睦を図り、生活文化の豊かな向上を図ると共に、心身共に健康な生活を目指します。

### 第3条 (活動) この会は、前条の目的を遂行するため、会員相互の運営により、次の活動を行います。

- (1) 毎月1回高御位山遊会例会（以下高御位例会という）として、高御位山でトレーニングを兼ねた清掃登山を行います。
- (2) 例会、会山行、その他、企画山行を行います。
- (3) 会員の親睦、遭難対策、山岳知識、登山技術の向上を図るトレーニング、集会及び行事を行います。
- (4) 会員の機関紙を発行します。
- (5) その他、この会の目的のために、一切の活動を行います。

## 第三章 会員

### 第4条 (資格) 本会の目的に賛同し、登山への情熱を共にできる人は、性別、国籍に関わらず会員になることができます。

### 第5条 (入会手続き) この会則を承認し、運営委員会に入会申込書を提出し、入会金、会費、労山山岳事故対策基金制度（以下労山基金という）を納入して会員になることができます。

### 第6条 (権利) 会員はこの会則により、次の権利を持ちます。

- (1) 会のすべての活動に参加できます。
- (2) 会の保持する共同装備を使用することができます。
- (3) 会の会計報告、その他、会に関する資料を閲覧することができます。

### 第7条 (義務) 会員はこの会則により、次の義務を持ちます。

- (1) 原則として月一回の高御位例会又は、集会に参加する。
- (2) この会の活動を支え育成し、会則や申し合わせ事項に従う。
- (3) 会費を納入する。
- (4) 全員が何らかの運営（専門部）活動へ積極的に参加する。
- (5) 会員は日本勤労者山岳連盟の労山基金に加入する。

### 第8条 (退会) 会員は自由意思により退会できます。退会となった会員は、すでに納入された会費、一切の会財産の返還、分与を請求することはできません。

### 第9条 (退会勧告) 会員は、次の各項に該当する場合、運営委員会の検討、決議により退会を勧告できます。

- (1) 会費の納入がないとき
- (2) 会則に著しく反したとき

- (3) 著しく反社会的な行いがあつたとき

#### 第四章 組織

第10条 (組織) この会は、会則に賛同して入会した会員で組織します。

第11条 (機関) この会は、次の機関を置きます

##### 総会

- (1) 定期総会： 総会は、この会の最高決議機関であり、毎年1回、会長が召集します。
- (2) 臨時総会： 運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上から請求があつた場合、臨時総会を開くことができます。
- (3) 総会の成立 過半数の出席を必要とします。
- (4) 総会の決定 出席者3分の2以上の賛成を必要とします。

##### 運営委員会

- (5) 運営委員会は総会に次ぐ決定機関で、会長、副会長、事務局長、運営委員によって構成され、毎月1回以上会長が召集し、総会の決議事項に基づき、会の運営を行います。
- (6) 運営委員会の活動を円滑に行なうため、専門部を設けることができます。

第12条 (委員) この会は次の委員を置きます。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査2名

第13条 (委員の選出) 運営委員、会計監査は原則として定期総会において選出します。会三役(会長、副会長、事務局長)については、運営委員の互選によります。

第14条 (委員の任期) 委員の任期は定期総会より1年間とします。

#### 第五章 会計

第15条 (経費) 会の経費は、次によりまかさないます。

- (1) 入会金 (2) 会費、その他収入

第16条 (会費)

- (1) 会金、会費は、総会の決議によって決めます。
- (2) 入会金、会費は、会費細則に定めます。

第17条 (会計監査)

- (1) 会計監査は、年1回行います。
- (2) 監査を経た会計内容は、機関紙によって公示します。
- (3) 会計監査は、会員から疑義があつたときは、(1)項に関わらず臨時に行なえます。
- (4) 会計年度は、6月1日から翌年5月末日までとします。

#### 第六章 付則

(1) 会費細則

1) (入会金) 入会金は、会費1ヶ月分とします。(再入会は、入会金なし)

2) (会費) 会費は1,000円/月とします。

(2) 労山基金細則

1) 会員は日本勤労者山岳連盟の労山基金に加入します。

2) 加入口数は、3口以上を基本とします。

8月31日現在、1年間在籍していた会員については、1口分(1,000円)を会財政で負担する。

3) アルプス方面及び宿泊山行は5口以上を、テント泊縦走、沢、岩、冬山では10口以上を推奨します。

(3) 会計運用細則

1) 慶弔

① 会員の結婚祝い金は5000円とする。

② 会員本人および同居の配偶者死亡の時、香料を5000円とする。

2) 交通費等の補助

- ① 県連盟等の行う研修や学習会・講演会等に会の勸奨により参加する場合は受講料および交通費の半額を補助する。
  - ② 県連盟等が主催する各種会議への出席、会活動上生ずる交通費、県連盟や当会が行う山行や行事の要員として必要な交通費等は全額支給する。ただし県連盟等の負担がある場合は不足分を支給する。
  - ③ 県連盟の役員（理事・常任理事等）に選出された場合、交通費を補助する。
  - ④ 国民平和大行進に参加した場合は交通費の半額を補助する。
- 3) 郵送料等の費用  
 労山基金申請等で生ずる郵送料、会活動遂行上必要な郵送料は会が負担する（会報送付、労山基金申請、登山時報購読料振り込み料およびこれに類する費用）
  - 4) 山行に伴う事務費等  
 例会山行に伴う事務費が、山行の中止等の理由で徴収できなかった場合は会に請求することが出来る。
  - 5) その他  
 運営委員会が必要と認めた費用は会が負担する。
- (4) 会則の改廃
    - 1) 高御位山遊会は、2002年8月19日設立、第1回定期総会を開催し会則を定め施行しました。
    - 2) この会則の改廃は、総会でのみ行うことができます。
    - 3) この会則は、2002年8月18日から施行、2006年6月25日、2009年6月および2015年7月5日、2017年7月2日、および2018年8月5日、2022年7月2日および2024年7月7日に一部改訂する。